

江戸川区公共調達審査会
会長 鈴木 孝男 殿

江戸川区長 多田 正見



諮 問 書

社会的要請型総合評価一般競争入札における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公共調達基本条例第18条第2項及び3項の規定により諮問します。

記

諮問案件	江戸川区立松江小学校改築に伴う給排水設備工事における落札者の選定並びにその理由について
江戸川区立松江小学校改築に伴う給排水設備工事における落札者決定基準に基づき、落札者の選定並びにその理由を聴取します。	

【参考：江戸川区公共調達基本条例】

(落札者の決定)

第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。

2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定の理由及びそれに対する江戸川区公共調達審査会の意見を公表しなければならない。

平成 23 年 5 月 31 日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達審査会

会長 鈴木 孝男



答 申 書

平成 23 年 5 月 10 日付け、11 総用送第 41 号で諮問のあった江戸川区立松江小学校改築に伴う給排水設備工事における落札者の選定並びにその理由について、江戸川区公共調達基本条例第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり審議結果を答申します。

記

諮問のあった 案 件 名	江戸川区立松江小学校改築に伴う給排水設備工事における落札者の選定並びにその理由
審議結果・ 答申内容	<p>別紙、江戸川区立松江小学校改築に伴う給排水設備工事落札者選定の採点表のとおり、「第 1 グループ」を落札者として選定します。</p> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 失格等により、結果として選定対象者は 1 者となったが、本改築工事の電気設備工事落札者選定理由と同様に競争性は失われていないとみることができ、本入札を有効とする。・ 社会的要請に関する取組みが必ずしも十分でない項目が見られるが、社会的要請評価点全 50 点のうち過半の評価点を得ており、一定の評価ができる。・ 今後については、提案項目の着実な履行と、地域貢献などの社会的要請に関する、より積極的な取組みを期待する。

江戸川区立松江小学校改築に伴う給排水設備工事 落札者選定の採点表

入札参加者	入札価格(円)	価格点 (A)	社会的要請点										評価点 (A+B)	備考	
			災害・緊急 時対応	教育活 動・地域 諸行事へ の協力	環境配慮	地域社会 貢献、地 域環境全 般に關す る取組	区内下請 業者等	従業員の 安定雇 用・能力 向上	地域経済 の活性化 全般に關 する取組	品質確保 への取組	工事成績	工事に関 する提案 (安全対 策等)			社会的要 請点計 (B)
第1グループ	¥168,000,000	2.29	5.96	2.70	1.00	0.60	7.80	2.50	1.20	1.60	1.00	1.00	25.36	27.65	
第2グループ	¥170,000,000	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	予定価格を上回っ ているため失格
第3グループ	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	辞退

※ 価格点及び社会的要請点は、小数点以下第三位を四捨五入し、第二位までで表示している。